

## 生徒心得

### 要 綱

我々は、学校をより明るく、より楽しい理想社会として、喜んで勉学に勤しめるよう、全生徒総意のもとに次の要綱を規定とし、ともに手をつないでその実現に邁進しよう。

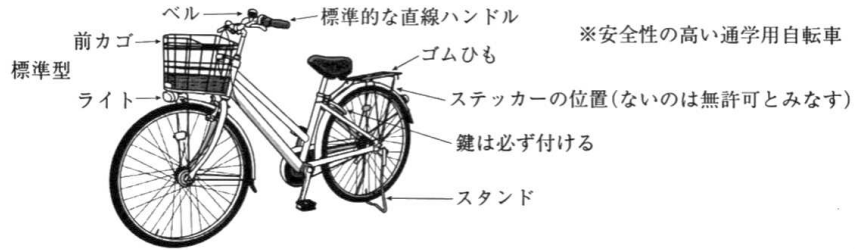
- 1 自由平等と正義についての的確に理解しその実現に努力する。
- 1 誠実、寛容、親切、謙虚、儉約などの徳目を身に体しその実現に努力する。
- 1 健康で明朗快活、勇気をもってことに臨む。
- 1 自己の学業を忠実に履修し、しかも余暇を利用して健全なる運動や娯楽、有益な読書、その幅広い趣味を養い高い教養を身につける。

### 交通道德・法規

道路の通行、交通機関の利用にあたっては、関係法規を厳守し、社会通念に従い、自己の安全を図ることはもちろん、他人の安全な通行を妨げることのないよう、十分に注意しなければならない。なお、自転車等の利用については、特に下記事項を守らなければならない。

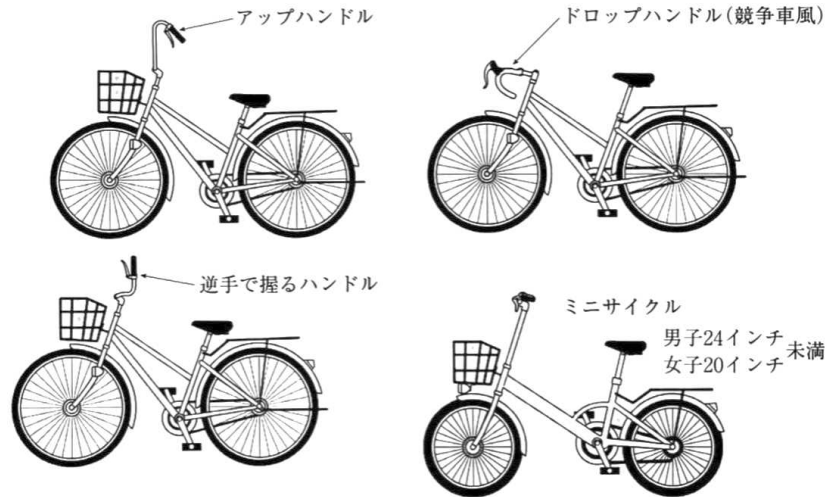
#### (1) 自転車通学について

- ① 原則として、通学距離は 2 km 以上であること。希望があった場合は、その都度検討する。
- ② 自転車通学をしようとする者は、所定の様式に従って学校長に申請し、その許可を受けなければならない。許可は年度更新とし、年度初めに業者による自転車の整備点検を受け、安全点検終了の証明を添えて必ず手続を行うこと。なお、自転車保険の加入を条件とする(鹿児島PTA自転車保険等)。
- ③ 自転車通学を許可された者は、本校の発行する許可証(ステッカー)を、本校在籍中、常に自転車後部の所定の位置に貼りつけておくこと。
- ④ 自転車通学を止める者は、その旨を担任及び係に申し出て、許可証の抹消手続を行うこと。
- ⑤ 通学用の自転車は下の図に示された標準型の自転車とする。
- ⑥ 雨天時は雨ガッパを使用すること。
- ⑦ 傘さし運転や片手運転をしないこと。
- ⑧ カバン等は、後部の荷台にゴムひももしっかりとくりつけること。または、前カゴに入れること。



※-----※

下図のような自転車は危険なので禁止



※坂道の多い通学路の場合は「電動アシスト付き自転車」の利用を認めています。

- (2) 原動機付自転車・自動二輪車・普通車等（以下「自動車等」という）の運転免許取得について
- ① 自動車等の運転免許の取得については原則として認めない。
  - ② 特殊な事情により免許取得の必要のある者は、あらかじめ所定の様式に従って学校長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし自動車等の運転免許取得のため、欠席または欠課をすることは認めない。
- (3) 運転免許取得後の自動車等の運転については、卒業式終了まで認めない。

### 服装規定

服装はその人間の人格を象徴するものである。端正・簡素・清潔を旨とし、本校生徒としての品位を保つように努める。

第1条 本校の制服を次のように定める。

#### 1 冬服

- (1) A型: 詰め襟型

- 上着は、詰襟でパーマネントカラー付きの学生服。左胸にGマーク入りとする。上着の左襟に学年章を付ける。
- 上着の下は白長袖カッターシャツとし、左袖に学年色のGマーク入りとする。
- 下は指定の黒色のスラックスで、左腰部にGマーク入りとする。

(2) B型:ジャケット・スラックス型

- 上着は黒ジャケットとする。上着の左襟に、上から校章・学年章の順でつける。
- 上着の下は白長袖カッターシャツで左袖に学年色のGマーク入りとし、黒V型ベストと組み合わせる。
- 紐ネクタイ又はネクタイを着用する。(ともにえんじ色の指定のもので、紐ネクタイは蝶結びとする。)
- カッターシャツは紐ネクタイ着用の場合は丸襟型又は角襟型を着用する。  
ネクタイ着用の場合は角襟型を着用する。
- 下は指定の黒色スラックスで、左腰部にGマーク入りとする。

(3) C型:ジャケット・スカート型

- 上着は黒ジャケットとする。上着の左襟に、上から校章・学年章の順でつける。
- 上着の下は白長袖カッターシャツ(丸襟型又は角襟型)で左袖に学年色のGマーク入りとし、黒Vベストと組み合わせる。
- 紐ネクタイを着用する。(えんじ色の指定のもので、蝶結びとする。)
- 下はプリーツスカートとする。

2 中間服

(1) A型:シャツ・スラックス型(冬服:A型の上着の脱いだ形態)

- 上は白長袖カッターシャツ(丸襟型又は角襟型)とし、左袖に学年色のGマーク入りとする。
- 下は指定の黒色のスラックスで、左腰部にGマーク入りとする。

(2) B型:ベスト・スラックス型(冬服:B型の上着を脱いだ形態)

- 上は白長袖カッターシャツとし、左袖に学年色のGマーク入りとする。それに黒V型ベストと組み合わせる。
- 紐ネクタイ又はネクタイを着用する。(ともにえんじ色の指定のもので、紐ネクタイは蝶結びとする。)
- カッターシャツは紐ネクタイ着用の場合は丸襟型又は角襟型を着用する。  
ネクタイ着用の場合は角襟型を着用する。
- 下は指定の黒色のスラックスで、左腰部にGマーク入りとする。

(3) C型:ベスト・スカート型(冬服:C型の上着を脱いだ形態)

- 上は白長袖カッターシャツ(丸襟型又は角襟型)で左袖に学年色のGマーク入りとし、黒Vベストと組み合わせる。
- 紐ネクタイを着用する。(えんじ色の指定のもので、蝶結びとする。)
- 下はプリーツスカートとする。

### 3 夏服

#### (1) A型:シャツ・スラックス型・

- 上は白半袖カッターシャツとし、左袖に学年色のGマーク入りとする。
- 下は指定のダークグレー又は黒色のスラックス(選択自由)で、左腰部にGマーク入りとする。

#### (2) C型:セーラー・スカート型

- 上は指定のセーラー服(半袖又は長袖)とし、前後に黒のGマーク入り、左袖に学年色のGマーク入りとする。
- 下は指定の夏用のスカートか冬用スカートとする。

第2条 前項に定める制服の着用期間は、男女とも次を原則とする。ただし、気温などを考慮し、各自で判断してもかまわない。

- (1) 冬服 11月 1日 ～ 4月30日
- (2) 中間服 5月 1日 ～ 5月31日, 10月 1日 ～ 10月31日
- (3) 夏服 6月 1日 ～ 9月30日

第3条 制靴および靴下については制服の一部であるという観点から次の通りとする。

#### (1) 制靴

学校指定の黒色の革靴, または白を基調とした運動靴とし、靴紐も白とする。

(ハイカットシューズは禁止)

#### (2) 靴下

- ① 白無地の靴下とし、長さはくるぶしが完全に隠れるものとし、すねの半分を超えないものとする。
- ② デザインについては、ラインの場合は1本線に限る。メーカー等のロゴが入っている場合は、ワンポイントのみ可とする。なお、ラインとロゴの両方入っているものも可とする。
- ③ スカートを着用する場合のストッキングは、黒色または肌色の無地とする。黒のストッキングを着用した場合のソックスは黒無地とする。

第4条 防寒具類については次の通りとする。

#### (1) コート類

コート類は、本校指定のもの、及び部活動で使用しているジャンパー類や、華美でない防寒着の使用を認める。

(2) セーター類

- ① A型(詰め襟型)を着用する場合は、本校指定の中間服の上に、華美でない色を基調とした(黒・紺・茶・白・灰色)のみの着用を認める。着用する際は、上着から見えないこととする。
- ② 校内では、本校指定のシャツの上に指定のVネックセーターを着用し、上着をとった形で活動することを認める。

(3) 手袋・マフラー類

着用を認める。ただし、色・形ともに華美でないものとする。

第5条 頭髪については次の通りとする。

頭髪は過度な流行に左右されない高校生らしい清潔で飾らないものとする。また、学習の妨げにならないようにし、自身の将来の目標や目指す生き方にふさわしい髪型であるかを、教師の助言のもと生徒自身が責任を持って判断すること。

第6条 鞆については色・型が華美でないものとする。

第7条 制服着用規定

(1) 詰め襟・ジャケット共通

- ① 前ボタンをきちんと留めて着用する。
- ② 季節にかかわらず長袖シャツの袖ボタンは留める。  
中間服で、袖を折る場合はだらしなくならないようにきちんと折る。

(2) 詰め襟着用時

- ① 裾からインナーが出ないように着用する。
- ② 上着をとらない場合の中に着る防寒着の指定はないが、フードのあるものは禁止する。上着を脱ぐ場合は学校指定のシャツとセーターのみとする。

(3) ジャケット着用時

- ① 防寒用として着用するセーターは指定のセーターのみとし、ベストの上に着用する。
- ② 襟の第一ボタンはきちんと留める。
- ③ リボンはたるみのないように締める。

(4) スラックス・スカート共通

シャツはスラックスやスカートにきちんと入れて着用する。

(5) スラックス着用時

- ① ベルトの色は黒・茶の単色とする。
- ② 腰骨の上でベルトを締め、下げて履かない。
- ③ シャツがベルトにかぶってベルトが見えなくなるような着用の仕方はしない。
- ④ 裾を踏みつけてはかない。

(6) スカート着用時

- ① スカートの長さは膝が隠れる長さとする。

- ② 入学時に採寸したものに手を加えない。
  - ③ 成長に伴い短くなった場合は再購入するか、生徒指導部の許可を得て販売店で補正をする。
  - ④ ウェスト部分を折り曲げたり、ベルトなどで止めて短くして着用しない。
  - ⑤ 冬季に着用するストッキングは黒色又は肌色の無地とする。黒のストッキングを着用した場合のソックスは黒無地とする。
- (9) 防寒着(具)
- ① コート類の校舎内での着用は認めない。健康上の理由から着用したいときは、担任の許可を得ること。
  - ② 手袋・マフラー・ネックウォーマーなどは校舎内では着用しない。

#### 第8条 携帯電話に関する規定

- (1) 校内において、携帯電話等の使用は一切認めない。(休日も含む)
- (2) 校内の学校行事並びの登下校時においては、緊急時以外の使用は認めない。
- (3) 校内では、携帯電話等の電源は必ず切っておく。
- (4) 携帯ストラップ等を出して持ち歩かない。
- (5) 個人的なブログ、Twitter、TikTok、Instagram等への投稿で「自分以外の個人が特定できるような内容」や「誹謗中傷」などは禁止する。  
部活動においてブログなどを開設する場合は、部顧問管理の下、部顧問の責任において許可する。

#### 第9条 その他の規定

- (1) 学習に不要なものを持ち込まない。  
漫画・ミュージックプレーヤーなど。
- (2) 化粧をしない。
- (3) 爪を伸ばしたり、マニキュアなどをしない。
- (4) 指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレットなどのアクセサリーを着けない。